

## 100 浦和実業学園高等学校学則

## 第1章 総則

## (目的)

第1条 本校は教育基本法及び学校教育法の精神に基づいて、深い知性・おおらかな徳性を備え、かつ勤労と責任を重んじる国家及び社会の有為な形成者の育成を目的とする。

## (名称)

第2条 本校は浦和実業学園高等学校という。

## (位置)

第3条 本校の位置はさいたま市南区文蔵3丁目9番1号とする。

## 第2章 課程の組織及び収容人員

## (課程)

第4条 本校の課程及び収容人員は次のとおりとする。

## 全日制の課程

普通科	1,560名
商業科	720名

## 第3章 修業年限・学年・学期及び休業日等

## (修業年限)

第5条 本校の修業年限は3年とする。

## (学年)

第6条 学年は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

## (学期)

第7条 学年を分けて次の三学期とする。

第1学期	4月1日から	8月31日まで
第2学期	9月1日から	12月31日まで
第3学期	翌年1月1日から	3月31日まで

## (休業日・臨時授業日及び臨時休業日)

第8条 休業日は次のとおりとする。

- (1) 日曜日

- (2) 毎月の第2土曜日及び第4土曜日
- (3) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (4) 県民の日（昭和46年埼玉県条例第58条）
- (5) 創立記念日
- (6) 夏季休業                   7月21日から     8月31日まで
- (7) 冬季休業                 12月25日から翌年1月 7日まで
- (8) 春季休業                 3月25日から     4月 7日まで

2 教育上必要があり、かつやむを得ない事情があるときは、前項にかかわらず休業日に授業を行うことがある。

3 非常・変災その他急迫の事情があるときは、臨時に授業を行わないことがある。

#### 第4章 入学・転学・退学・休学及び留学等

##### （入学資格）

第9条 第1学年に入学することのできる者は、中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者又は、校長がこれと同等以上の学力があると認めた者で、入学者の選抜で本校所定の課程を履修するに相当と認められた者とする。

##### （転入学及び編入学資格）

第10条 各学年に転入学できる者は、前学年の課程を修了し、当該学年の課程を履修するに相当と認められた者とする。

2 各学年に編入学できる者は、相当学年に達し、各学年の課程を修了した者と同等以上の学力があると認められた者とする。

3 転入学または編入学の志望者に対しては、欠員のある場合選考を行い入学を許可することがある。

##### （入学許可）

第11条 入学を希望する者には選考を行い、入学を許可する。

##### （出願手続）

第12条 入学を希望する者は、本校所定の入学願書・その他必要書類に審査料を添えて願い出なければならない。

##### （入学手続）

第13条 入学者の選抜に合格した者は、本校所定の誓約書及びその他の書類に入学料を添えて、所定の期日までに入学手続をとらなければならない。

2 前項に定める手続が所定の期日までに行われなときは、入学の許可を取り消すこと

がある。

(転学)

第14条 生徒が転学しようとするときは、所定の書類にその事由を明らかにし、保証人において届け出て許可を得なければならない。

(退学)

第15条 生徒が退学しようとするときは、所定の書類にその事由を明らかにし、必要書類を添え、保証人において願い出て許可を受けなければならない。

(再入学)

第16条 第14条及び前条の規定により、転学又は退学した者が再入学を願い出たときは、その事由により許可することがある。

(休学)

第17条 病気で1週間以上欠席する者は、診断書を添えて保証人より届け出るものとする。なお、病気その他やむを得ない事由で3ヶ月以上登校の見込みがなく、休学を希望する者は、保証人からその事由を証する書類を添え、休学願を提出し、校長の許可を受けなければならない。

(復学)

第18条 休学中の者が復学しようとするときは、保証人からの復学願を提出し、校長の許可を得なければならない。

(留学)

第19条 生徒が外国の高等学校に留学しようとするときは、別に定める留学に関する規程による。

## 第5章 教育課程・課程の修了及び卒業の認定

(教育課程)

第20条 本校の教育課程は、別表Ⅰ乃至別表Ⅱに定める教科及び特別教育活動並びに学校行事等により編成する。

(学習評価)

第21条 各学年の課程の修了は生徒の平素の成績を評価して、これを学年末に認定する。

(卒業)

第22条 前条により本校所定の全課程を修了したと認めた者には、卒業証書を授与する。

## 第6章 表彰及び懲戒

(表彰)

第23条 日常生活及び学業成績優秀で、共同生活に優れた者又は善行のあった者は校長がこれを表彰することがある。

(懲戒)

第24条 本校の諸規則を守らず生徒の本分に反する等の行為のあった者に対しては、退学・停学・謹慎・訓告の処分を行うことがある。

2 退学は次の各号の1に該当する者に対して行う。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められた者
- (2) 学力劣等で成績向上の見込みがないと認められた者
- (3) 正当な理由がなくて出席常でない者
- (4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

## 第7章 保証人

(保証人)

第25条 保証人は親権者又は後見人であることを要する。但し、生徒が自宅より通学しえない者は、副保証人を定めなければならない。この場合、あらかじめ校長の許可を必要とする。

2 保証人又は副保証人は生徒の在学中、その身上に関する責任を持ち、学校の教育活動に協力しなければならない。

(保証人の変動)

第26条 保証人又は副保証人に変更のある場合には、すみやかに届け出なければならない。

## 第8章 教職員組織

(教職員組織)

第27条 本校の教職員組織は次のとおりとする。

- |               |                 |
|---------------|-----------------|
| (1) 校長        | (2) 副校長         |
| (3) 教頭 1名以上   | (4) 教諭 60名以上    |
| (5) 講師 10名以上  | (6) 養護教諭 1名以上   |
| (7) 実習助手 1名以上 | (8) 事務職員 13名以上  |
| (9) 学校医 1名以上  | (10) 学校歯科医 1名以上 |
| (11) 学校薬剤師 1名 |                 |

2 校長は校務を総括し、所属職員を監督する。

## (授業料及び入学金等)

第28条 本校の授業料・入学金・入学選抜料等は次のとおりとする。

入 学 金	230,000円
施設設備費	140,000円
授 業 料 (月額)	26,000円
実験実習費 (月額)	2,400円
整 備 費 (月額)	4,000円
維 持 費 (年額)	32,500円
特別教育活動費 (月額)	500円
図書及び図書館維持費	6,200円
保健医療費 (年額)	3,200円
教科教材費 (年額)	7,500円
教育連絡費 (年額)	1,500円
冷 暖 房 費 (年額)	6,200円
入学選抜料	25,000円

## (納入及び納入の特例)

第29条 生徒が在籍する間は出席の有無にかかわらず、授業料を所定の期日までに納入しなければならない。

2 生徒が休学した時は前項の規定にかかわらず、その始期の属する翌月から授業料を免除することができる。

## (滞納)

第30条 正当な理由なくして授業料を3ヶ月以上滞納し、その後においても納入の見込みがない時は、出席停止あるいは退学を命ずることがある。

## (納入金の不還付)

第31条 第28条に掲げる、すでに納入した納付金は理由のいかんにかかわらずこれを返還しない。

## 附 則

- 1 この学則は昭和38年5月10日に制定施行する。
- 2 この学則は昭和39年4月1日に改正する。
- 3 この学則は昭和44年4月1日に改正する。
- 4 この学則は昭和46年4月1日に改正する。
- 5 この学則は昭和48年4月29日に改正する。
- 6 この学則は昭和49年4月1日に改正する。

- 7 この学則は昭和49年6月1日に改正する。
- 8 この学則は昭和50年4月1日に改正する。
- 9 この学則は昭和51年4月1日に改正する。
- 10 この学則は昭和52年4月1日に改正する。
- 11 この学則は昭和53年4月1日に改正する。
- 12 この学則は昭和54年4月1日に改正する。
- 13 この学則は昭和55年4月1日に改正する。
- 14 この学則は昭和56年4月1日に改正する。
- 15 この学則は昭和57年4月1日に改正する。
- 16 この学則は昭和58年4月1日に改正する。
- 17 この学則は昭和60年4月1日に改正する。
- 18 この学則は昭和61年4月1日に改正する。
- 19 この学則は昭和62年4月1日に改正する。
- 20 この学則は昭和63年4月1日に改正する。
- 21 この学則は平成元年4月1日に改正する。
- 22 この学則は平成2年4月1日に改正する。
- 23 この学則は平成3年10月1日から施行する。ただし、第27条に定める費目のうち、授業料、実験実習費、整備費及びクラブ費を除く費目は平成4年度から適用する。
- 24 この学則は平成4年4月1日から施行する。
- 25 この学則は平成4年10月1日から施行する。ただし、第19条別表教育課程表中、商業科の「国際経済コース」及び「情報処理コース」は、平成5年度入学者から適用する。
- 26 この学則は平成5年4月1日から施行する。ただし、第27条の規定は、平成5年度入学者から適用する。
- 27 この学則は平成7年4月1日から施行する。
- 28 この学則は平成8年4月1日から施行する。ただし、第27条第1項の規定は、平成8年度入学者から適用する。
- 29 この学則は平成11年4月1日から施行する。ただし、第27条第1項の規定は、平成11年度入学者から適用する。
- 30 この学則は平成12年4月1日から施行する。ただし、第19条別表教育課程表中、商業科の「進学コース」及び「会計ビジネスコース」は、平成12年度入学者から適用し、また、「総合学習（国際理解）」2単位は、平成11年度入学者か

ら適用する。

31 この学則は平成13年4月1日から施行する。ただし、第19条別表教育課程表中、商業科の「会計ビジネスコース」については、平成12年度入学者には適用しない。

32 この学則は平成13年5月1日から施行する。ただし、第27条に定める費目のうち入学選抜料については、平成14年度入学志願者から適用する。

33 この学則は平成15年4月1日から施行する。

34 生徒定員については、第4条の規定にかかわらず、平成15年度から平成16年度の間、次の表のとおりとする。

学年	学科	15年度	16年度
1学年	普通科	500	500
	商業科	400	400
2学年	普通科	400	500
	商業科	500	400
3学年	普通科	400	400
	商業科	500	500

35 この学則は、浦和実業学園中学校設置認可後、平成17年4月1日から施行する。

36 生徒定員については、第4条の規定にかかわらず、平成17年度から平成18年度の間、次の表のとおりとする。

学年	学科	17年度	18年度
1学年	普通科	450	450
	商業科	350	350
2学年	普通科	500	450
	商業科	400	350
3学年	普通科	500	500
	商業科	400	400

37 この学則は平成17年4月1日から施行する。

38 この学則は平成18年4月1日から施行する。

39 この学則は平成19年4月1日から施行する。ただし、第19条別表教育課程表中、普通科の「S類コース」、「選抜コース」、「進学コース」及び商業科の「総合進学コース」は平成19年度入学者から適用する。

40 この学則は平成20年4月1日から施行する。ただし、第19条別表教育課程表中、普通科の「中高一貫コース」は平成20年度入学者から適用する。

4 1 この学則は平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

4 2 生徒定員については、第 4 条の規定にかかわらず、平成 2 1 年度から平成 2 2 年度の間、次の表のとおりとする。

学年	学科	2 1 年度	2 2 年度
1 学年	普通科	5 2 0	5 2 0
	商業科	2 4 0	2 4 0
2 学年	普通科	4 5 0	5 2 0
	商業科	3 5 0	2 4 0
3 学年	普通科	4 5 0	4 5 0
	商業科	3 5 0	3 5 0

4 3 この学則は平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 9 条別表教育課程表中、普通科の「特進選抜コース」「選抜 α コース」は、平成 2 4 年度入学者から適用する。

4 4 この学則は平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 2 5 年度入学者から適用する。

4 5 この学則は平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

4 6 この学則は平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

4 7 この学則は平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、平成 2 8 年度入学者から適用する。

4 8 この学則は平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

4 9 この学則は令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

5 0 この学則は令和 5 年 4 月 1 日から施行する。